## 生コンクリート工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、生コンクリート工場の指定基準については下記により運用する。

- 1 指定基準第3条(品質)について
  - (1) 生コンクリートは、出荷ごとに日常管理試験を実施しなければならない。
- 2 指定基準第4条(工場)について
  - (1)製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくても、次の事項を記載していなければならない。

- 1)製造フロー(製品別)
- 2) 材料貯蔵設備(骨材ヤードの個数,容量,面積)
- 3) セメント貯蔵設備(個数,容量)
- 4) 材料供給装置
- 5) 貯蔵ビン(形式,容量,個数)
- 6) 計量装置(方式)
- 7) 練混ぜ設備(ミキサー形式, 容量, 能力)
- 8) コンクリートホッパー(形式, 容量)
- 9)制御方式
- 10)排水処理設備
- 11) 運搬方式(運搬車容量別所有台数)
- 12)公害防止対策設備
- 13) その他
- (2) 品質管理責任者及び品質管理者について

工場は、品質管理責任者を置かなければならない。なお、品質管理の実施にあたっては、 コンクリート技士、コンクリート主任技士または同等の有資格者によって、品質管理を行 わなければならない。

(3)検査設備について

工場は、次の検査設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積
- 2) 骨材のふるい分け試験設備[ふるい,計量器(目量 0.1 25)、乾燥機(70 127 程度以上)]
- 3) 骨材の密度・吸水率試験機器
- 4) 細骨材の表面水率試験機器
- 5) 試し練り試験器具(試し練りミキサ等)
- 6) 供試体用成形器具及び供試体型枠
- 7) 恒温養生水槽
- 8) スランプ測定器
- 9) 空気量測定器
- 10) 塩化物含有量測定器具又は装置
- 11) 容積測定装置又は器具
- 12)ミキサの練混ぜ性能試験用器具
- 13)計量器(目量1g程度)
- 14) その他

## (4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は申請時において「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」にある品質を確保するため、日本産業規格(JIS)表示認証に必要な品質管理試験の結果を提出してもよい。

1) 材料

骨材 密度・吸水率試験 (1回以上/月)

 粒度(粗粒率含む)
 (1回以上/月)

 微粒分量
 (1回以上/月)

有機不純物(砂のみ) (1回以上/12ヶ月)

モルタル圧縮強度による砂の試験 (有機不純物で標準色より濃い場合)

安定性試験 (1回以上/12ヶ月) すりへり減量(粗骨材) (1回以上/12ヶ月)

単位容積質量(スラグ) (1回以上/月) 粒形判定実績率(砕砂及び砕石) (1回以上/月)

アルカリシリカ反応性〔化学法またはモルタルバー法〕

安全と認められる骨材を使用する場合(1回以上/6ヶ月)

表面水率 (1回以上/午前,1回以上/午後)

2) セメント

強さ試験 (1回以上/6ヶ月)

(外部機関による試験成績表)

品質試験 (1回以上/月)

(生産者による試験成績表)

化学混和剤 (1回/6ヶ月 試験成績表)

3) 練混ぜ水の水質試験〔上水道水を除く〕 (1

(1回以上/12ヶ月)

4)-1 コンクリート(工程管理)代表的強度を選定

スランプ試験(1回以上/午前, 1回以上/午後)空気量測定(1回以上/午前, 1回以上/午後)

 温度測定
 (2回以上/日)

 圧縮強度試験
 (3本/回)
 (1回以上/日)

4)-2 コンクリート(製品管理)[現場採取]代表的強度を選定

塩化物含有量(1回以上/月)スランプ試験(1回以上/150m3)空気量測定(1回以上/150m3)温度測定(1回以上/150m3)圧縮強度試験(3本/回)

注)工程管理とは、原材料受入から運搬車への積み込みまで。

製品管理とは、工場から出た時点で製品と見なす。主に卸卸し地点での管理。

## (5) 品質管理基準について

材料については、上記で行われた試験結果が、「コンクリート標準示方書」、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」及び「社内規格」の規格基準に適合しなければならない。 空気量、スランプ、圧縮強度については、管理図やヒストグラムを作成し、統計的手法を用いて、品質管理を行うこと。 (6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理されなければならない。

- 1)総則
- 2) 製品規格規定
- 3)原材料管理規定
- 4)作業標準規定
- 5) 設計配合規定
- 6) 品質管理規定
- 7) 試験管理規定8) 設備管理規定
- 9) 出荷規定
- 10)安全管理規定
- 11) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

- 3 指定基準第6条(指定)について
  - (1) 指定申請(新規)については、別図1のとおりとする。
- 4 指定基準第7条(変更)について
  - (1)変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。
  - (2)検査及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。

## 付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。 この運用は、平成31年 4月 1日から適用する。 この運用は、平成31年 4月 1日から適用する。 この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。